

子ども医療費助成のごあんない

平成24年4月から対象年齢を拡大

**通院…これまでの小学校就学前までが
中学校3年生までとなります**

※ 4月1日以降の診療分が対象となります。

助成の対象になる方は…

宜野座村に住んでいるお子さんで、**入院・通院とも中学卒業まで**、勤務先の健康保険(各種社会保険)または、国民健康保険に加入している方が対象になります。



助成を受けるためには…

役場健康福祉課で、資格登録の申請をする必要があります。
資格登録の申請の際には健康保険証、預金通帳、印鑑などが必要になります。(H23年1月1日以降転入の場合は所得証明書も必要)

※ 現在こども医療費助成に資格登録しているお子様は不要です。

お問い合わせ先

宜野座村役場健康福祉課

TEL 968-3253

～ 手続き方法 ～

認定申請書の提出
受給資格者証をもらう

受給者証
発行

- ① 健康保険証
- ② 保護者の預金通帳
- ③ 印鑑
- ④ 前年の所得証明書(H23.1.1以降の転入者のみ)を持って、健康福祉課で申請してください

病院・薬局で受診
診療費領収書をもらう

翌月

医療機関で受給資格者証を提示してください

助成金を申請する

翌月

- ① 受給資格者証
- ② 領収書
- ③ 健康保険証
- ④ 印鑑(認印可)を持って、健康福祉課で申請してください



銀行・農協等口座に
助成金が振り込まれる

* 診療を受けた日の翌日から1年以内に申請しないと、助成金を受給できなくなるため、できるだけ早めに申請してください



児童の義務教育
修了をもって終了

* 児童が転出、死亡、生活保護受給の場合、その他保護者の氏名など記載事項に変更が生じた場合は申請に来てください

【お問い合わせ先】

宜野座村役場 健康福祉課 ☎ 098-968-3253